

議第二十一号

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

国立大学法人法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

